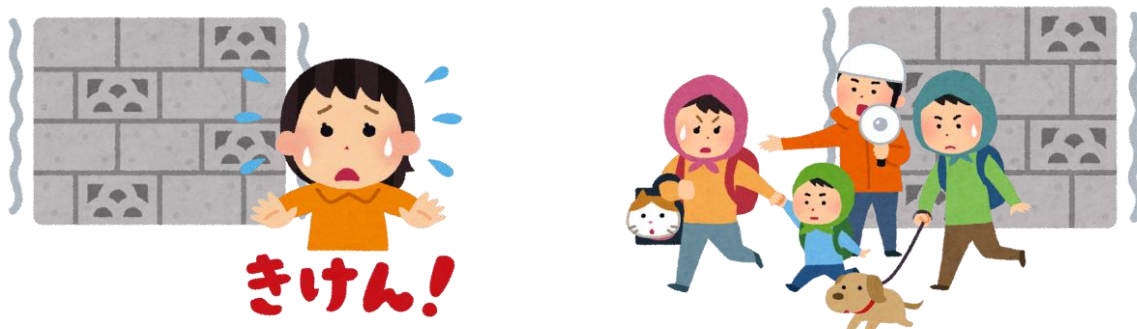


# 危険ブロック塀等改善事業補助金制度

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震においてブロック塀が倒壊し、通行者がなくなられる被害が発生しました。これを受けて、鹿嶋市では、ブロック塀等の倒壊による被害を防止することを目的として、危険なブロック塀等の除却工事を行う方に対し予算の範囲内において、**危険ブロック塀等改善事業補助金**を交付し、危険ブロック塀等の改善を補助します。

## 危険ブロック塀等とは

倒壊の危険性があり、そのブロック塀の倒壊によって避難路等を通行する方に危険を及ぼす恐れがあると判定されたブロック塀等をいいます。危険ブロック塀に該当するかの判定は市の職員が行います。



## 補助に関する要件等

- 市の危険度の判定で、危険ブロック塀等と判定されたブロック塀等を除却する工事
- 市内にある危険ブロック塀等を除却する工事で、次に掲げる全てに該当する事業
  - (1) 道路面から最も高い部分の高さが80センチメートルを超えるもの
  - (2) 建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと
  - (3) 既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと
- 補助対象者は危険ブロック塀等の所有者であって次に掲げる者
  - (1) 市税に未納がないこと
  - (2) 危険ブロック塀等が設置されている敷地において、既にこの要綱その他この要綱に類似する制度に基づいた補助金の交付を受けたことがない者
  - (3) 暴力団員でない者

## 補助の金額

- ・次に掲げる計算方法のうち当てはまるもので、最も低い額となるものが補助金額となります。
  1. 危険ブロック塀等を全部除却する場合は、除却する部分の延長1mあたり10,000円を乗じた額
  2. 危険ブロック塀等を全部除却する工事に要する費用の3分の2を乗じた金額
  3. 危険ブロック塀等を一部除却する場合、除却する部分の延長1mあたり7,000円を乗じた額
  4. 危険ブロック塀等を一部除却する工事に要する費用の3分の2を乗じた金額
  5. 限度額10万円

## 申請受付期間

令和6年4月 1日(月)～令和6年12月 2日(月)  
※ただし、予算に達し次第、受付終了となります。

## 申込手続き

### 判定の申請

- ・ブロック塀等が危険ブロック塀等と判定できるかを事前判定を行います。
- ・判定の申請書を受けつけ、後日調査員が判定のため現地に赴きます。
- ・判定結果は、後日通知することとなります。

### 交付の申請

- ・危険ブロック塀等の判定を受けた塀を除却する工事を行う前に、必要書類を添付した申請書を提出する必要があります。
- ・申請の前に除却工事を行った場合は、補助金を交付することができません。
- ・申請を受けつけその結果を、交付決定通知書にてお知らせします。

### 事業完了報告

- ・交付決定を受けた方は、除却工事の完了を実績報告書により市に報告します。
- ・報告の期限は、令和7年1月31日までとなります。
- ・除却工事の内容に変更がある場合は、変更の内容を市に相談してください。
- ・実績報告書の内容を審査します。審査を終え、補助金の額が確定した際には、確定通知書を送付します。

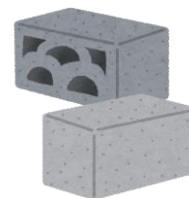
### 請求書提出

- ・確定通知を受け取った方は、補助金交付請求書を市に提出します。
- ・請求書の提出から、およそ1ヶ月程度で、口座振込みとなります。

## 申請に必要な書類

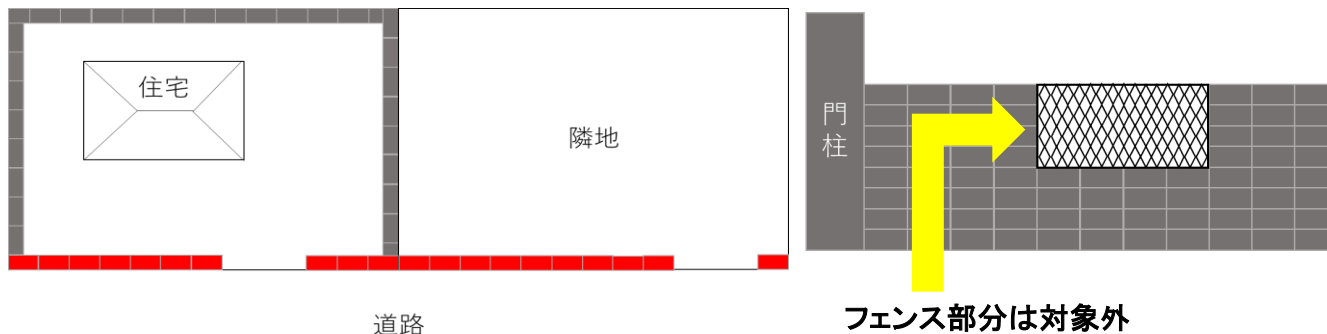
### ブロック塀等の事前調査

- 鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金判定申請書（様式第1号）
- ブロック塀等の現況写真  その他市長が必要と認めるもの



### 交付の申請

- 鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付申請書（様式第3号その1）
  - 申請者の住民票（申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本）
  - 鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金事業計画書（様式第3号その2）
  - 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
  - 危険ブロック塀等を所有していることを証明する書類
    - 土地の登記事項証明書
    - 建物の登記事項証明書 or  借地契約書
  - ※必要に応じて  同意書（様式第3号その3）
  - その他市長が必要と認める書類
- ※判断に迷われる際は、必要書類をご持参の上、都市計画課までご相談ください。



●対象となる範囲は、赤で図示した道路に面するブロック塀等です

## お問い合わせ・ご相談先

鹿嶋市役所 都市計画課  
TEL 0299-82-2911 (内413~415)